

## 平成24年第2回 飯塚市議会会議録第6号

平成24年6月29日(金曜日) 午前10時00分開議

### 議事日程

日程第23日 6月29日(金曜日)

#### 第1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第52号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)
- 2 議案第53号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例
- 3 議案第54号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- 5 議案第57号 財産の取得(消防ポンプ自動車)
- 6 議案第63号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)

#### 第2 厚生委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第59号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
- 2 議案第64号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

#### 第3 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第58号 財産の取得(教育用情報機器等)

#### 第4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第56号 契約の締結(競走場走路改修工事)
- 2 議案第60号 市道路線の認定
- 3 議案第61号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第5号))
- 4 議案第62号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号))
- 5 議案第70号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))
- 6 請願第6号 明星寺地区市道の待避所設置工事(案)に反対する請願

#### 第5 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第65号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第66号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 3 議案第67号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 4 議案第68号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 5 議案第69号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

#### 第6 議会選出各種委員等の選出

#### 第7 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第8号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第9号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第10号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度

2分の1復元を求める意見書の提出

- 4 議員提出議案第11号 基地対策関係予算の増額等を求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第12号 東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関する意見書の提出
- 6 議員提出議案第13号 災害廃棄物の福岡県内での広域処理に関する意見書の提出
- 7 議員提出議案第14号 新庁舎建設に関して慎重な審議、検討を求める決議

第8 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第5号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 2 報告第6号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 3 報告第7号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 4 報告第8号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 5 報告第9号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 6 報告第10号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
- 7 報告第11号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
- 8 報告第12号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
- 9 報告第13号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成23年度飯塚市一般会計)
- 10 報告第14号 継続費繰越計算書の報告(平成23年度飯塚市水道事業会計)
- 11 報告第15号 平成23年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越
- 12 報告第16号 平成23年度飯塚市立病院事業会計の予算繰越
- 13 報告第17号 平成23年度飯塚市土地開発公社の決算
- 14 報告第18号 平成24年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算
- 15 報告第19号 平成23年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の決算
- 16 報告第20号 平成24年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の事業計画及び予算
- 17 報告第21号 平成23年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算
- 18 報告第22号 平成24年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算
- 19 報告第23号 平成23年度財団法人サンビレッジ茜の決算
- 20 報告第24号 平成24年度財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算
- 21 報告第25号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

第9 署名議員の指名

第10 閉会

会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（兼本鉄夫）

これより、本会議を開きます。総務委員会に付託していましたが「議案第52号」から「議案第55号」までの4件、「議案第57号」及び「議案第63号」、以上6件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。16番 上野伸五議員。

16番（上野伸五）

総務委員会に付託を受けました議案6件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第52号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

まず、先の本会議において審査要望のあっておりました、私立保育所整備事業費補助金に関して、その補助金の2分の1が県補助金ということであるが、県議会議員が理事長を務める社会福祉法人の運営する保育所へ補助金を出すことについて問題はないのかということについては、福岡県福祉労働部子育て支援課を通して、県議会事務局の議事課に確認した結果、問題はないという見解を得たという答弁であります。

次に、審査における質疑応答の主なものとして、整備予定の5つの保育所のうち1園は民営化により施設の無償譲渡を受けて間もないにも関わらず、すぐに改築の補助金を受けることは、他の私立保育所との公平性に欠けると思われるが、どのように考えているのかということについては、民間事業者が行う老朽化した保育施設の整備については、県の保育等整備事業費補助金が交付され、事業者の負担及び市の負担の軽減となっている。また、当該補助事業は国の安心こども基金を活用して行われているものであるが、本年においても国が1年間の事業延長を行い可能となったもので、今後の継続は不透明であり、安心できる保育施設の整備を行うため、譲渡後すぐの対応となっている。民営化を進めるに当たり35年から40年を経過した施設が多く、民営化による移譲後の早い時期での建て替え、または大規模改修が考えられるため、今後も国、県の補助制度を活用しながら対応する必要があると考えているという答弁であります。

次に、市内の私立保育所のうち改修等が済んでいるのは何件かということについては、私立保育所は市内に19園あり、改築又は改修が完了する施設が今回の5園を含め13園であるという答弁であります。

次に、生活支援センター等運営事業委託料について、生活支援センター内に障がい者虐待防止センターが設置されるということであるが、業務内容はどのようなものかということについては、障がい者虐待防止センターの機能として定められているものは、障がい者が養護者等から虐待を受けていることに関する通報や届出の受理、虐待を受けた障がい者の保護のための相談・指導及び助言、障がい者虐待防止に関する広報、啓発活動を行うことであるという答弁であります。

次に、小学校及び中学校教育振興費について、反復学習で基礎学力向上を目指す「陰山メソッド」を試行的に導入するということであるが、そのモデル校は具体的に決まっているのかということについては、現段階では決まっていないという答弁であります。

この答弁を受けて、モデル校の選定方法はどのように考えているのかということについては、陰山メソッドを用いた徹底反復学習の取り組みを実施するための校内の推進体制が整っていること、学力に課題があること、児童・生徒数などの学校規模等を要件に選定したいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第53号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第54号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、自治基本条例策定委員会はいつ開催される予定であるのかということについては、策定委員の委員数を15名以内と考えており、本年8月末までに委員を確定し、その後開催していく予定であるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、個人市民税、県民税の均等割額がそれぞれ500円ずつ加算されるが、その理由は何かということについては、東日本大震災の復興を図る目的で制定された東日本大震災復興基本法の第2条に定める基本理念に基づき、平成23年から27年の間に集中的に復興のための事業が国において実施され、地方自治体においては防災のための施策に必要な財源を自ら確保するため、臨時措置として税額の引き上げが行われたものであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、震災復興のための増税ではあるが、現在の経済状況の中では市民の暮らしが大変な状況になると考えるため本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査ののち、委員の中から、増税になるため本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、議案第55号、議案第63号について、反対の立場から討論を行います。

議案第55号、飯塚市税条例の一部を改正する条例についてです。個人の住民税に関する改正で、退職所得の分離課税に係る所得割について、10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止するものです。そもそも退職金とは長い間勤め、これから先の年金暮らし、老後に不安も感じている人も多い、そんな市民から取り上げようというのです。一昨年はこれに係る退職者は349人、昨年は324人ということで、例年どおりであれば総額で500万円から600万円の負担増になるというものです。地方税収の確保ということですがけれども、市民に負担を強いるものであり、認めがたいものです。

また、東日本大震災に関し、防災のための施策に必要という理由で、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人の市民税の均等割額3,000円に500円を加算するというものです。県民税の分500円に合わせると1,000円の増額になります。均等割と

ということですから、低所得者の方から高額所得の方まで同じ金額の負担になります。震災復興のための財源というなら、大企業減税や大金持ち優遇税制などを見直すべきで、苦しい生活をしている国民に負担を強いることは認められません。

以上で私の討論を終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第52号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」、「議案第53号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例」及び「議案第54号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第57号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第63号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第59号」及び「議案第64号」、以上2件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。15番 石川正秀議員。

15番（石川正秀）

厚生委員会に付託を受けました議案2件について審査した結果を報告いたします。

「議案第59号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第59号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第64号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

市民文教委員会に付託していましたが「議案第58号」を議題といたします。市民文教委員長の報告を求めます。28番 坂平末雄議員。

28番(坂平末雄)

市民文教委員会に付託を受けました「議案第58号 財産の取得(教育用情報機器等)」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、契約の相手方が1者となっているが、どのように発注を行ったのかということについては、パソコン等の情報機器2本、教育用ソフト1本の計3本に分けて発注し、指名競争入札を行った。その結果、麻生情報システムが全て落札したという答弁であります。

次に、これまで教育用情報機器については一括で発注していたが、今回3つに分けて発注した理由は何かということについては、地元業者への入札機会の増を図るため、分離・分割発注としたという答弁であります。

この答弁を受け、分離・分割発注により入札機会を増やすのであれば、複数の業者が落札できるような手立てについても検討してほしいという要望が出されました。

次に、情報機器等の更新に当たっては学校現場の意見をどのように集約しているのかということについては、各学校の情報機器の担当教諭等からなるIT委員会を組織し、毎年協議する中で現場の意見を集約しているという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第58号 財産の取得(教育用情報機器等)」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

経済建設委員会に付託していましたが「議案第56号」、「議案第60号」から「議案第62号」までの3件、「議案第70号」及び「請願第6号」、以上6件を一括議題といたします。経済建設委員長の報告を求めます。5番 平山 悟議員。

5番(平山 悟)

経済建設委員会に付託を受けました議案5件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第56号 契約の締結(競走場走路改修工事)」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本工事の入札に市内業者は参加していないということだが地元の業者では施工が困難なのかということについては、今回「条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準」に基づき、業者選考委員会において入札参加要件を決定しており、工事施工に当たり、高度な技術力、経験が必要であることから、その要件として総合評定値が1000点以上であるほか、オートレース場走路改修工事の実績のあることなどを定めたところ、該当する市内業者がおらず、本工事の入札には参加していないという答弁であります。この答弁を受け、施工実績を入札の要件に含めてしまえば、実績のない業者が新規に参入する機会はなくなるので、地元業者の育成のためにも、入札の要件等については十分に検討すべきであるという意見が出されました。

次に、路面の掘削や排水設備等の工事は地元業者で対応できるのではないかということについては、1千万円以上の工事等における契約締結の際、積極的な市内業者への下請けや市内での資材調達について請負業者をお願いしているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第60号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第5号))」及び「議案第62号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号))」、以上2件については、執行部から補正予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、種々審査した結果、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第70号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第6号 明星寺地区市道の待避所設置工事(案)に反対する請願」については、紹介議員から趣旨説明を受け、種々審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、明星寺団地方面から当該市道へ下ってくる自転車や自動車などが多く、住民の安全を第一に考えると、この交差点周辺は歩道整備などの安全確保を早急に行う必要があると思うが、この点についてはどのように考えるかということについては、交差点周辺の整備等に関しては行政において検討すべきものであり、待避所の設置を認めることなく大型車両の通行を止めてもらいたいという本請願の趣旨とは別の問題として取り扱うべきものと考えているという答弁であります。

以上のような審査ののち採決した結果、本件については全会一致で採択すべきものとすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの経済建設委員長の報告にありました「請願第6号 明星寺地区市道の待避所設置工事(案)に反対する請願」に賛成の立場から討論します。

業者は、手を替え、品を替え、あくまで10トンダンプトラックの通行の継続を図ろうとし、車両制限令違反を逃れるため、自費施工で道を広げることを認めよと市長に申請しようとしていますが、この工事は現在の状況が改善されるどころか、狭い道を車がどんどん通って、危険が増すおそれが大いにあります。通学の児童生徒が本当に日々あの大きなトラックの間を通学するというのを目の当たりにして、本当に交通事故への危険性、こういうものを日々感じています。また、道路の破損も多いですし、住民に対する実害は改善されるどころかますます増大し、騒音、粉じん、振動、排気ガス等による住民の苦しみは増えています。

飯塚市議会は、昨年9月議会で明星寺地区採石場周辺市道における大型車両の通行禁止を求める請願を賛成多数で採択しました。また、齊藤市長は昨年11月9日の明星寺団地自治会22組の要請に対して、車両制限令違反なら止めると約束をされました。

飯塚市議会が齊藤市長に対して、今回の自費施工申請を認めることがないよう強く要請し、住民の安全と生活環境を守るために、この請願を全会一致で採択されますよう、皆さまの賛同を訴えて私の討論を終わらせていただきます。

議長(兼本鉄夫)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第56号 契約の締結(競走場走路改修工事)」及び「議案第60号 市道路線の認定」、以上2件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第61号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第5号))」、「議案第62号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号))」及び「議案第70号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」、以上3件の委員長報告はいずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり承認されました。

次に、「請願第6号 明星寺地区市道の待避所設置工事(案)に反対する請願」の委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

「議案第65号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

市長(齊藤守史)

ただいま上程されました「議案第65号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

議案第65号は平成24年7月17日付をもって任期満了になります飯塚市等公平委員会委員につきまして、飯塚市新飯塚7番31号、笹田伸子氏を引き続き同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第65号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第66号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第69号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

市長（齊藤守史）

ただいま上程されました「議案第66号から議案第69号の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、ご説明いたします。

議案第66号から議案第69号の4件につきましては、平成24年9月30日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市平恒168番地6 國武徳子氏、飯塚市口原1265番地 中村二三子氏、飯塚市勢田1038番地20 高岡備子氏、飯塚市相田951番地1 鹿毛謙吉氏を同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いたします。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案4件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第66号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第67号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、

同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第68号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第69号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議会選出各種委員等の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員等の選出については、議長において指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

飯塚市民生委員推薦会委員に、13番 田中裕二議員及び15番 石川正秀議員を指名いたします。

お諮りいたします。飯塚市民生委員推薦会委員に、13番 田中裕二議員及び15番 石川正秀議員を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、飯塚市民生委員推薦会委員に、13番 田中裕二議員及び15番 石川正秀議員を選出することに決定いたしました。

次に、飯塚市中小企業融資制度審議会委員に5番 平山 悟議員及び17番 吉田 健一議員を指名いたします。

お諮りいたします。飯塚市中小企業融資制度審議会委員に5番 平山 悟議員及び17番 吉田健一議員を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、飯塚市中小企業融資制度審議会委員に5番 平山 悟議員及び17番 吉田健一議員を選出することに決定いたしました。

次に、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会理事に13番 田中裕二議員を指名いたします。

お諮りいたします。社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会理事に13番 田中裕二議員を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会理事に13番 田中裕二議員を選出することに決定いたしました。

「議員提出議案第8号」から「議員提出議案第11号」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 江口 徹議員。

6番(江口 徹)

「議員提出議案第8号」から「議員提出議案第11号」までの4件について、提案理由の説明をいたします。本案4件はいずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書(案)」は、内閣

総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣あてに、「再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、経済産業大臣あてに、「少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣あてに、「基地対策関係予算の増額等を求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣あてに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案4件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第8号「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書の提出」、「議員提出議案第9号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書の提出」、「議員提出議案第10号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第11号 基地対策関係予算の増額等を求める意見書の提出」、以上4件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案4件はいずれも原案可決されました。

「議員提出議案第12号」及び「議員提出議案第13号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。14番 守光博正議員。

14番(守光博正)

「議員提出議案第12号」及び「議員提出議案第13号」、以上2件について、提案理由の説明をいたします。本案2件はいずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関する意見書(案)」は内閣総理大臣、環境大臣、復興大臣あてに、「災害廃棄物の福岡県内での広域処理に関する意見書(案)」は福岡県知事あてに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員会付託を省略することに決定い

たしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、意見書案第12号 東日本大震災災害廃棄物の広域処理に関する意見書案と、意見書案第13号 災害廃棄物の福岡県内での広域処理に関する意見書案について、反対の立場から討論を行います。

多くの国民が被災地のがれき処理を望んでいます。しかし、なかなか進まない最大の障害は、政府が放射性物質への対策を真剣に行っていないことにあります。がれきの処理に当たって、焼却の際の廃棄物によって放射性物質が拡散するのではないか、あるいは廃棄物や焼却灰の埋め立て処分場周辺の放射線量が高くなることや、雨水、地下水などで漏れ出さないかなどの心配が出されています。こうした懸念や不安にきちんとこたえなければなりません。住民の健康と安全を守る立場で、放射性物質で汚染された廃棄物の基準と放射性防護対策を抜本的に見直し、強化する必要があります。このことを国に求めるものになっているでしょうか。

まず第一に、この意見書案は災害廃棄物の広域処理の受け入れが進んでいないのは、放射性物質が含まれているという誤解が払拭されていないことが大きな要因であるとしています。放射性物質が含まれるというのは、現実の本当の恐れであります。このことを乱暴に無視するものであり、認められません。国民の責任ではなく、不安にこたえる責任は国や東京電力にあり、そのことを要求すべきです。

第二に、宮城県の災害廃棄物の総量は1569万トンとされ、広域処理を要請されていたのが344万トンでした。その後いろいろと精査をされ、防波堤などに使うなどいろんな工夫がされたことで431万トン、このがれきが減少しています。宮城県内のがれきの総量が激減したもつで広域処理計画を抜本的に見直し、最大県内処理、広域処理計画の抜本的な見直しが求められ、県内で処理すべきとの議論も宮城県内では行われています。また、宮城県の場合、がれき処理計画の中で繰り返し談合疑惑が起き、事実上地元企業を排除する異常な発注が行われ、最後の気仙沼ブロックの契約が先月という実態などがいま県議会で指摘されています。以上、指摘して、私のこの分に対する討論を終わります。

続いて意見書案第13号の災害廃棄物の福岡県内での広域処理に関する意見書案について、反対の討論を行います。基本的なことは意見書案第12号で述べましたので、問題点のみを指摘しておきます。

福岡県がリーダーシップを発揮して、受け入れを推し進めるようにというものです。高濃度の放射性物質が含まれているという一部県民の誤解について、払拭に努めるというふうにあります。いま住民の皆さんの中には、被災地の役に立ちたい、一日も早い復興のために協力したい、がれきも安全が確認されるものであれば受け入れたいとの思いが強くなります。また、その思いがありつつも、放射線レベルの測定と基準の設定に対する不安、放射性物質の汚染の広がりの危険を心配する声があがるのも事実です。放射性物質の拡散を心配し受け入れをしないでほしいという、このような住民の皆さんの苦しみを顧みないで、一部県民の誤解というようなことは、飯塚市の意見書としてはなじまない。こういうことを申し上げまして、私の討論を終わります。

議長(兼本鉄夫)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議員提出議案第12号 東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議員提出議案第13号 災害廃棄物の福岡県内での広域処理に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議員提出議案第14号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。3番 八児雄二議員。

3番(八児雄二)

議員提出議案第14号は決議案であり、案文を朗読して、提案理由に代えさせていただきます。

「新庁舎建設に関して慎重な審議、検討を求める決議(案)」。

現在の本庁舎は建設以来47年を経過しており、老朽化が著しく、改正建築基準法の新耐震基準には充足しない建築物である。そのため、本市では昨年8月末に市長の諮問機関として庁舎問題検討委員会が設置され、本年3月末には市長へ答申がなされた。今回その答申に基づき、市長より5月18日の庁舎建設特別委員会において「現在地での建て替え」が表明されたところである。

他市においては庁舎建設における構想期間として十分な年数をかけていることや、新庁舎建設は本市にとって50年に一度の歴史に残る大事業であり、まちづくりを進める上での重要な事業であることを考えれば、今回の基本方針表明はあまりにも拙速であると言わざるを得ない。また、新庁舎の位置については、「新庁舎建設位置は穂波町地内」とする合併協定と相違するものであり、穂波地区への配慮及び市民や議会へ懇切・丁寧な説明が必要であり、現段階で市長の説明責任が果たされたとは言えない。

現庁舎の現状を考慮すれば、限られた期間で結論を出す必要があるものの、平成18年に1市4町が合併し、新「飯塚市」として協働のまちづくりを目指し進めてきたことから、新庁舎建設が市民の間に感情的な対立と混乱を招くことのないよう、慎重に合意形成を図っていくことが何より重要である。よって、新庁舎建設に関して、慎重な審議に基づく検討を行うことを強く要望する。

以上、決議する。平成24年6月29日 飯塚市議会。

以上、案文を朗読させていただきました。議員の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。「議員提出議案第14号 新庁舎建設に関して慎重な審議、検討を求める決議」案に対して、賛成の立場から討論を行います。

庁舎問題につきましては、新築のみでなく改修も含めてさまざまな選択肢を示して、そして市民の意見も十分に聞いた上での慎重な審議が行われますようお願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第14号 新庁舎建設に関して慎重な審議、検討を求める決議」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「報告第5号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

土木管理課長（安藤資延）

報告第5号 専決処分の報告について、ご報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により市長の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書の43ページをお願いします。本件事故は、平成24年3月11日、日曜日、午後5時頃、大日寺地内の市道 シンポリ・波堂線において、当事者が大日寺から花瀬方面へ走行中、対向車と離合の際、側溝に生じた段差により車両左側の前後輪のタイヤ等を損傷させたものでございます。この事故によります市の過失割合は80%で示談が成立しており、当事者車両の損害賠償額は40,635円のうち、市の過失80%である32,508円となっております。

道路の点検補修につきましては、日頃より市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけてまいります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第6号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」、「報告第7号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」及び「報告第8号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」、以上3件の報告を求めます。穂波支所経済建設課長。

穂波支所経済建設課長（田中重信）

報告第6号から第8号までの専決処分の報告につきまして、ご報告させていただきます。これらの報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

報告第6号、議案書の45ページをお願いいたします。本件事故は平成24年3月3日、土曜日、午後6時30分頃、市道 太郎丸・相田線を樺から太郎丸方面へ走行中、市道に生じた穴により、車両左側前輪、左側ショックアブソーバ及びフロントバンパーを損傷させたものであります。事故によります市の過失は70%で示談が成立しており、相手方車両の損

害賠償額は修理費用等21万5250円のうち、市の過失70%である15万675円となっております。

続きまして、報告第7号、議案書の47ページをお願いいたします。本件事故につきましては、平成24年3月4日、日曜日、午後5時頃、市道 太郎丸・相田線を樺から太郎丸方面へ走行中、市道に生じた穴により、車両左側の前輪及び後輪を損傷させたものであります。この事故によります市の過失は70パーセントで示談が成立しておりまして、相手側に対する損害賠償額は修理費用等39,150円のうち、市の過失70%である27,405円となっております。

続きまして、報告第8号、議案書の49ページをお願いいたします。本件事故は穂波支所経済建設課道路作業班が、市道 片島・平恒線の路肩の除草作業中、刈払機の刃で小石をはね、市道を南尾から桂川方面へ走行中の相手方車両のフロントガラスを損傷させたものでございます。この事故によります市の過失は100パーセントで示談が成立しておりまして、相手側に対する損害賠償額は修理費用等99,540円となっております。

道路の点検補修につきましては、市報による情報提供依頼の掲載や、職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した場合には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけてまいります。

また、道路維持管理作業中の職員による車両損傷事故につきましても、当該職員に対して、厳しく指導しております。また他の職員に対しても細心の注意を払いながら業務に当たるよう指導を行うとともに、さらに安全管理の徹底に努めてまいります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

今の報告の中の6号と7号は、図面でいきますと同じ位置ではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（兼本鉄夫）

穂波支所経済建設課長。

穂波支所経済建設課長（田中重信）

議員のおっしゃるとおり、この事故につきましては3月3日土曜日と、3月4日日曜日に同じ場所で事故が起きております。この事故につきまして、日時が違うものの事故発生現場は同じ所でございます。最初の事故の土曜日に対応が遅れたことで、事故が再度発生したということでございます。事故の原因となったポットホールにつきましては、月曜日の午前10時頃に事故の当事者が現場に來られまして、パトロールをしたときにポットホールを確認し、すでに補修はしております。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

事故報告がいつあったのかというのがちょっと分かりませんが、応急処置というのはすぐにしていただかないと、こういう事故が続けてちょうど丸一日ぐらい経ってから起きていますので、ぜひ気をつけていただきたいということを申し上げて終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件3件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第9号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。管財課長。

管財課長（高瀬英一）

報告第9号について、ご説明いたします。

議案書の51ページをお願いいたします。まずもって、管財課職員が起こした事故において、市に損害を与えましたことについて、深くお詫びいたします。

この報告は地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

事故の概要についてご説明いたします。本件事故は平成24年4月2日、月曜日、午後0時52分頃、管財課職員が市役所敷地から公用車で市道 新飯塚・川島2号線に侵入しようとした際、左側より歩道を直進してきた自転車と公用車の左前部が接触し、相手方の左足を負傷させ、相手方所有のバドミントンラケット及び被服に損害を与えたものでございます。市側の損害はなく、相手方は左足の打撲で3度通院をしております。

事故の原因は、公用車が歩道を横切る際に十分な確認を行わなかったこと及び相手方が歩道通行の際、徐行運転を怠ったことが原因であります。

示談の内容は、過失割合、市90%、相手方10%で成立しております。この過失割合に基づき、市は相手方の被服修繕料及びバドミントンラケット買い替え費用21,395円を相手方に支払うこととなります。相手方の人身傷害賠償額については、被害者救護の見地から過失相殺は行われず、全額の69,844円のうち、治療費28,165円を医療機関に支払い、慰謝料等41,679円を相手方に支払うこととなります。

なお、職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに指導を行っておりますが、今後はこのような事故が起きないように指導徹底を図ってまいります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第10号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」、「報告第11号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」及び「報告第12号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」、以上3件の報告を求めます。学校給食課長。

学校給食課長（新ヶ江一之）

報告第10号、第11号及び第12号についてご報告いたします。

議案書の53ページ、54ページ及び55ページでございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

事件の概要の8件、12名の者は、学校給食費を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、協議のための呼び出しにも応じなかったため、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行いました。この支払督促に対し、相手方が分割納入を求める督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟手続に移行したものでございます。

今後も引き続き、支払に対し誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件3件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第13号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成23年度飯塚市一般会計)」の報告

を求めます。財政課長。

財政課長（石田愼二）

報告第13号についてご説明いたします。

議案書の56ページをお願いいたします。繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成23年度の一般会計におきまして繰越明許費を設定しておりましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告をいたすものでございます。

内容につきましては、次の57ページの表に記載しておりますように、川島納骨堂建替事業、以下18件の事業につきまして、合計で33億3238万5430円を平成24年度へ繰り越しいたしております。

主な内訳としましては、有井用排水路改良工事等、浸水対策事業が3件で約7000万円及び平成23年度の国の補正予算関連事業に係る小中学校の耐震化・大規模改造事業並びに建設事業が7件で約27億4000万円となっております。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第14号 継続費繰越計算書の報告（平成23年度飯塚市水道事業会計）」及び「報告第15号 平成23年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越」、以上2件の報告を求めます。上下水道部総務課長。

上下水道部総務課長（中村雅彦）

報告第14号、継続費繰越計算書についてご報告いたします。

議案書の58ページをお願いします。本件は平成23年度の水道事業会計予算において継続費を計上していたしましたので、地方公営企業法施行令の規定に基づき、継続費繰越に関し報告するものでございます。

内容につきましては、59ページの「水道事業会計継続費繰越計算書」によりご説明いたします。第8期拡張事業費の配水施設整備事業につきましては、23年度予算の継続費の年割額に2億4000万円を計上してはいたしましたが、平恒配水池築造工事において仮設道路の施工に不測の時間を要し、既設構造物の取り壊し、整地が遅れ、23年度中に出来高払いが発生しませんでしたので、その全額を24年度に繰越して使用するものであります。

次に、議案書の60ページをお願いします。「報告第15号 平成23年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越」について、ご報告いたします。

本件は平成23年度の下水道事業会計予算に計上してはいたしましたが資本的支出予算の一部を24年度に繰越しましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものでございます。

内容につきましては、61ページの「下水道事業会計予算繰越計算書」によりご説明いたします。建設改良費の施設整備事業と施設改良事業につきましては、社会資本整備交付金を活用して事業の推進を図っておりますが、この交付金を有効活用するために前倒し工事等で年度内に完了が見込めない工事について、国土交通省との協議の上で4億1900万円を24年度に繰越したものでございます。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第16号 平成23年度飯塚市立病院事業会計の予算繰越」の報告を求めます。健康増進課長。

健康増進課長（高木宏之）

「報告第16号 平成23年度飯塚市立病院事業会計の予算繰越」についてご報告いたします。議案書の62ページをお願いいたします。本件は、地方公営企業法の規定に基づき報告するものでございます。

詳細につきましては、議案書63ページの予算繰越計算書に基づき説明をいたします。平成23年度に予算計上いたしておりました建設改良費、事業名 飯塚市立病院一部建替事業につきまして、設計期間が15カ月必要だったことから、7875万円を平成24年度に繰り越すものでございます。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第17号 平成23年度飯塚市土地開発公社の決算」及び「報告第18号 平成24年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。国県道対策室主幹。

国県道対策室主幹（矢野周二）

議案書64ページ、報告第17号から、69ページの報告第18号まで、飯塚市土地開発公社の報告をいたします。

まず最初に、議案書の64ページをお願いいたします。「報告第17号 平成23年度飯塚市土地開発公社の決算」をご説明いたします。

別冊になっております飯塚市土地開発公社の決算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。平成23年度の事業報告でございます。事業計画では、事業件数3件、面積5,225平方メートルを3億9406万8千円で買収する計画がありましたが、平成23年度の買収事業といたしましてはありません。なお、事業計画は平成24年度以降へ繰り越し、引き続き実施の予定です。

3ページをお願いいたします。事業の説明でございます。ただ今説明いたしました事業の実施状況を事業ごとに記載したものであります。内容の説明は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。平成23年度の収入支出報告書でございます。はじめに収益的収入及び支出ですが、収入決算額2413万4421円、支出決算額2413万4421円となっております。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、収入決算額15億2750万7380円、支出決算額15億4878万9183円となっております。

6ページをお願いいたします。平成23年度の損益計算書でございますが、平成23年度は当期純利益としては0円となっております。

7ページをお願いいたします。平成23年度の貸借対照表でございます。資産合計19億3133万4301円、負債合計19億2332万6005円となっております。また、負債と資本の合計は19億3133万4301円となっております。

次の8ページから14ページまでに、平成23年度のキャッシュフロー計算書、財産目録及び付属明細表を付けております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案書の65ページをお願いいたします。「報告第18号 平成24年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」をご説明いたします。

次のページをお願いいたします。平成24年度の事業計画でございます。特別分3件、面積で5,225平方メートル、事業費といたしまして3億9406万8千円を平成23年度からの継続事業として予定しておりますが、当年度におきましては事業を計画いたしておりません。

次の67ページから69ページまでに、ただ今説明いたしました事業計画に基づき作成し

ました平成24年度の予算及び予算実施計画を付けております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第19号 平成23年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の決算」及び「報告第20号 平成24年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。管財課長。

管財課長（高瀬英一）

財団法人飯塚市都市施設管理公社の平成23年度決算及び平成24年度の事業計画及び予算の報告をいたします。

議案書の70ページをお願いいたします。「報告第19号 平成23年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の決算」について、ご説明いたします。

別冊になっております飯塚市都市施設管理公社決算書の1ページをお願いいたします。平成23年度の事業報告になりますが、総括にあげておりますように受託事業といたしまして市民広場の管理業務などの5つの業務を実施しております。

2ページをお願いいたします。受託事業総括表に5つの受託事業の受託金額、受託概要等について記載しております。

それから、3ページから5ページにかけて、この5つの事業につきまして、それぞれ受託金額、施設の管理状況等について記載しております。内容の説明については、省略させていただきます。

次に6ページをお願いいたします。平成23年度の収支決算ですが、当期収入合計、中ほどの（A）欄の決算額は1億1768万5303円で、当期支出合計、下から3行目の（C）欄の決算額は1億1737万3337円で、当期の収支差額は31万1966円のプラス決算になります。これを前期繰越収支差額366万1402円に加え、次期繰越収支差額は397万3368円となっております。

なお、7ページから9ページにかけて正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の財務諸表を付けております。また10ページから12ページにかけて決算監査意見書を付けておりますが、内容については省略させていただきます。

次に議案書の71ページをお願いいたします。「報告第20号 平成24年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の事業計画及び予算」について、ご説明いたします。

72ページをお願いいたします。平成24年度の事業計画になりますが、平成23年度の受託事業と同じく、市民広場の管理業務など5つの受託事業となっております。

73ページをお願いいたします。平成24年度の予算ですが、事業計画に基づきます受託事業の収支予算の総額は、1億2422万1千円と定めております。前年比で147万7千円の増額予算となります。主な要因は、公園管理費の燃料費28万6千円の増、委託料の38万4千円の増によるものです。

なお、74ページに収支予算書を付けておりますが、内容の説明につきましては省略させていただきます。

副議長（藤本孝一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第21号 平成23年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」及び「報告第

2 2号 平成2 4年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（千代田一敏）

「報告第2 1号 平成2 3年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」及び「報告第2 2号 平成2 4年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」について、ご報告いたします。

議案書の7 5ページをお願いいたします。地方自治法第2 4 3条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものです。決算につきまして、別冊の教育文化振興事業団の決算書により報告させていただきます。

別冊の決算書の1ページをお願いいたします。教育文化振興事業団の業務は、飯塚市から委託を受けた文化会館管理業務とその他管理受託事業をあわせて6件及び事業団の公益文化事業からなっております。

まず、文化会館管理業務からご説明いたします。文化会館業務に係る人件費等として、教育文化振興事業団管理運営補助金2 6 3 7万円及び1億2 2 1 6万7千円で文化会館の管理委託業務を行っております。また、文化会館使用料徴収額3 5 4 4万3 6 7 5円は市に納付しております。

1ページの下の方から2ページをお願いいたします。文化会館以外の管理受託業務5件の概要を記載しております。また、事業団の自主事業として無料の事業を4回、有料の観賞事業「白蓮を歌う合唱フェスティバル」など2事業を実施しております。

3ページをお願いいたします。平成2 3年度の理事会の議決事項を記載しておりますが、それぞれの理事会で承認を得た議決事項ですので、説明は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。文化会館の管理運営業務の報告でございます。

5ページから8ページまでにつきましては、文化会館の施設の利用状況を記載しております。

9ページから1 0ページにかけては、文化会館以外の受託事業5件の管理業務を記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

1 1ページをお願いいたします。このページは平成2 3年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算報告であります。決算額の当期収入合計額は2億1 8 9 2万1 2 3 8円で、当期支出合計額は2億2 9 4 7万5 0 1 6円であり、当期収支差額は1 0 5 5万3 7 7 8円の赤字となっております。よって、前期繰越金1 9 8 7万9 6 0 7円から補填し、9 3 2万5 8 2 9円を平成2 4年度に繰り越すものです。

1 2ページに正味財産増減計算書、1 3ページに貸借対照表、1 4ページに財産目録を載せております。

また、1 5ページは事業団の監査結果でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、「報告第2 2号 平成2 4年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」について、ご報告いたします。

議案書の7 6ページをお願いいたします。本報告につきましても、地方自治法第2 4 3条の3第2項の規定に基づき報告を行うものであります。

7 7ページをお願いいたします。平成2 4年度の事業計画につきましては、事業団として市から委託を受けた文化会館を含む6施設の管理運営を実施してまいります。また、事業団独自の公益文化事業として鑑賞事業、支援事業、参加型事業や出前事業などを実施するように計画しております。

7 8ページをお願いいたします。平成2 4年度の予算でございます。予算は、収入及び支出ともに2億4 3 0 6万3千円でございます。収入の主なものは、文化会館指定管理料、文化会館利用料収入及びその他の受託収入であります。支出の主なものは、文化会館施設管理

費、イイヅカコミュニティセンター等の施設管理費などでございます。

79ページから81ページまで予算の明細書を添付いたしておりますが、説明については省略させていただきます。

副議長（藤本孝一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第23号 平成23年度財団法人サンビレッジ茜の決算」及び「報告第24号 平成24年度財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（石松美久）

「報告第23号 平成23年度財団法人サンビレッジ茜の決算」及び「報告第24号 平成24年度財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」について、ご報告いたします。

議案書の82ページをお願いいたします。まず、「報告第23号 平成23年度財団法人サンビレッジ茜の決算」につきまして、ご説明いたします。本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

別冊となっております財団法人サンビレッジ茜の平成23年度事業報告及び決算書の1ページ、公益事業報告をお願いいたします。財団法人サンビレッジ茜の公益事業につきましては、住民等の野外活動の振興、勤労者等の余暇活動の充実、スポーツ団体・学校団体などの交流促進を図ることにより、住民福祉の向上、青少年の健全育成、活力と魅力あふれる地域づくりに寄与することを目的としております。

事業内容としましては、1ページから3ページにかけまして、「1.サンビレッジ茜の経営受託」、「2.野外活動の振興及び勤労者の余暇活動に関する調査」、「3.野外活動、研修、各種イベント等の企画・運営及び指導」、「4.スポーツ団体・学校団体等の交流促進対策」、「5.公共団体及び民間団体等の当該関連施設と連携する共同事業の開発」、「6.その他この法人の目的を達成するために必要な事業」に記載いたしておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

平成23年度の公益事業の収支決算につきましては、4ページから6ページに収支決算書を添付しております。4ページの下段に記載しておりますとおり、収入の決算額は7098万5046円、支出の決算額は6ページの中段に記載しておりますとおり6784万5581円となっております。単年度収支としましては313万9465円の黒字となっております。前年度繰越額がマイナス206万8765円となっておりますので、次年度繰越額は107万700円となっております。

以下、7ページから12ページにかけまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付しております。

内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、「収益事業」についてご報告いたします。13ページをお願いいたします。財団法人サンビレッジ茜の収益事業につきましては、公益事業の目的達成のための付随的事業でありまして、事業内容としましては13ページから14ページにかけまして、「1.効率的な事業運営の推進」、「2.地域（施設）の特性を活かしたメニュー開発と顧客の獲得」に記載いたしておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

収益事業の収支決算につきましては、15ページから16ページに収支決算書を添付しております。15ページの中段やや下に記載しておりますとおり、収入の決算額は1482万7315円、支出の決算額は16ページの中段に記載しておりますとおり1668万

4936円となっております。単年度収支としましては185万7621円の赤字となっております。前年度繰越額が127万3749円となっておりますので、次年度繰越額はマイナス58万3872円となっております。

以下、17ページから21ページにかけまして、損益計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、「報告第24号 平成24年度財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。

再び、議案書83ページをお願いいたします。本報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

議案書84ページをお願いいたします。平成24年度 財団法人サンビレッジ茜 公益事業計画につきましては、84ページから86ページにかけまして、事業の基本方針をはじめ7項目につきまして記載いたしておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

公益事業の予算としては、87ページに記載しておりますとおり、収入・支出とも同額の8693万2千円を予定いたしております。

詳細内容につきましては、以下、88ページから91ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

92ページをお願いいたします。次に、収益事業計画といたしましては、先ほど平成23年度の決算報告でも答弁いたしましたとおり、公益事業の目的達成のための付随的事業として各種事業に取り組むこととしておりまして、これに要する予算としまして、93ページに記載しておりますとおり、収入・支出とも同額の2075万8千円を予定いたしております。詳細内容につきましては、以下、94ページから95ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

副議長（藤本孝一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第25号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。高齢者支援課長。

高齢者支援課長（金子慎輔）

追加議案書の2ページをお願いいたします。「報告第25号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」につきましては、高齢者支援課職員が起こしました事故につきまして、まずもってお詫びをし、ご報告します。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

本件事故は平成24年4月19日、午後2時55分頃、高齢者支援課職員が要介護認定に係る調整のために訪問先に向かうため、筑穂支所前の市道 長尾・トリバミ線のT字路を左折侵入しようとした際、対向から道路右側を自転車で走行してきた相手方と公用車の左前部が接触し相手方を負傷させたもので、市及び相手方の物的損害はありません。

和解の内容は、相手方の人身傷害に係る治療費2万990円及び慰謝料等1万7942円の、計3万8932円を相手方に支払うものです。

普段から安全運転に心がけるように注意を行っておりますが、当該職員につきましては交通安全教育講習を受講させるとともに、他の高齢者支援課職員についても今後さらに安全運転についての意識向上への指導をいたします。

副議長（藤本孝一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。8番 佐藤清和議員、23番 松延隆俊議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成24年第2回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午前11時38分 閉会

出席及び欠席議員

( 出席議員 28名 )

1番	兼本鉄夫	15番	石川正秀
2番	藤本孝一	16番	上野伸五
3番	八児雄二	17番	吉田健一
4番	宮嶋つや子	18番	秀村長利
5番	平山悟	19番	藤浦誠一
6番	江口徹	20番	明石哲也
7番	永末雄大	21番	田中博文
8番	佐藤清和	22番	鯉川信二
9番	松本友子	23番	松延隆俊
10番	道祖満	24番	岡部透
11番	小幡俊之	25番	古本俊克
12番	梶原健一	26番	瀬戸元
13番	田中裕二	27番	森山元昭
14番	守光博正	28番	坂平末雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 大庭 義 則

調査担当主査 高橋 宏 輔

書 記 岩熊 一 昌

議事係長 許斐 博 史

書 記 淵上 憲 隆

書 記 有吉 英 樹

説明のため出席した者

市 長 齊藤 守 史

副 市 長 田中 秀 哲

教 育 長 片峯 誠

上下水道事業管理者 梶原 善 充

企画調整部長 小鶴 康 博

総 務 部 長 野見山 智 彦

財 務 部 長 実藤 徳 雄

経 済 部 長 橋本 周

市民環境部長 白水 卓 二

児童社会福祉部長 高倉 孝

保健福祉部長 大久保 雄 二

公営競技事業部長 加藤 俊 彦

都市建設部長 中園 俊 彦

上下水道部次長 諫山 和 敏

教 育 部 長 小田 章

生涯学習部長 伊藤 博 仁

企画調整部次長 大谷 一 宣

都市建設部次長 才田 憲 司

会計管理者 遠藤 幸 人

管財課長 高瀬 英 一

財政課長 石田 慎 二

商工観光課長 石松 美 久

健康増進課長 高木 宏 之

高齢者支援課長 金子 慎 輔

土木管理課長 安藤 資 延

国県道対策室主幹 矢野 周 二

穂波支所経済建設課長 田中 重 信

上下水道部総務課長 中村 雅 彦

学校給食課長 新ヶ江 一 之

生涯学習課長 千代田 一 敏

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番